高後期高齢者医療制度の給付制度

間国保年金課後期高齢者医療係(₹5722-9838、205722-9339)

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかた(65~74歳で障害認定を受けたかたを含む)が加入する医療制度です。医療費の一部負担金(1~3割)の支払いで診療を受けられるほか、次のような給付制度があります(いずれも申請が必要)。

高額介護合算療養費・

後期高齢者医療制度と介護保険制度で、1年間(3年8月~4年7月)に支払った世帯合計額が限度額(表1)を超えた場合、差額を支給します。対象者には3月中旬に申請書をお送りします。

表1 限度額

所得区分(別表★)		後期高齢者医療と 介護保険の世帯合計額	
現役並み 所得	Ш	212万円	
	П	141万円	
	I	67万円	
一般		56万円	
住民税非課税ほか 区分 I 区分 I		31万円	
		19万円	

- ・高額療養費、高額介護サービ ス費支給後の金額が対象
- ・世帯の総支給額が500円以下 の場合は支給なし
- ・後期高齢者医療制度または介 護保険制度の自己負担額が0 円の場合は対象外

★別表 所得区分

Andrew Contractor					
所得区分		判定基準		負担割合	
IEがみたる。	Ш		690万円以上	3割	
現役並み 所得	Π	世帯の被保険者の	380万円以上690万円未満		
	I	フタ性氏依謀依所 得が最も高いかた	1/15万円以 F380万円未満		
—般	Π	の課税所得が	28万円以上145万円未満	2割	
一加文	I	0 DN 170771 1373	28万円未満		
	区分Ⅱ		区分Ⅰに該当しない		
住民税			全員の年金収入が80万円以下で、そ	1割	
非課税ほか	区分 I		の他の所得(給与所得の場合は、所		
			得から10万円を引いた金額)が0円		

療養費

次の場合、支払った医療費のうち一部負担金を除いた額を支給します。

- ●やむを得ず、被保険者証を提示せずに受診
- ●医師が必要と認めたコルセットなどの補装具費、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術、骨折・捻挫等で受けた柔道整復師の施術
- ●海外で受けた治療(治療目的で渡航した場合は対象外)

移送費 -

医師の指示により緊急的な必要性があって移送された場合に、やむを得ないと保険者が認めた場合に限り、移送費を支給します(転院・退院時、検査目的、タクシー利用、自宅からの移送などは対象外)。

高額療養費 一

1カ月ごとの自己負担額が限度額(表2)を超えた場合、差額を高額療養費として支給します。対象者には、診療月から約4カ月後に申請書をお送りします。一度申請すると振込口座が登録されるため、次回以降は申請不要です。

表2 限度額

所得区分 (別表★)		1カ月の自己負担限度額			
		外来(個人ごと)	入院と外来の合計額(世帯ごと)		
ログルナス	Ш	252,600円+(10割分の医療費-8	342,000円)×1%〈140,100円〉		
現役並み所得	П	167,400円+ (10割分の医療費-558,000円)×1%(93,000円)			
\(\begin{align*} \text{\tint{\text{\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\tint{\text{\titil\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\text{\tint{\text{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\ti}\tint{\text{\text{\tint{\text{\text{\text{\tint{\text{\tint{\tint{\text{\text{\texi}\text{\tint{\texi\tint{\tint{\tint{\tint{\tiint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\t	I	80,100円+ (10割分の医療費-267,000円)×1% (44,400円)			
—般	П	6,000円 +(10割分の医療費 -30,000円)×10%または18,000円のいずれか低いかた(*144,000円)	57,600円〈44,400円〉		
	I	18,000円(*144,000円)			
住民税非	区分Ⅱ	8.000円	24,600円		
課税ほか	区分 I	0,000	15,000円		

- ※〈 〉内は、過去1年間に高額療養費の支給が3回あった場合、4回目以降から適用になる限度額
- *外来診療における、1年間(3年8月~4年7月)の限度額

葬祭費

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合、葬儀を行ったかた(喪主)に7万円を支給します。申請期間は、葬儀(告別式)の翌日から2年以内です。

高

経験や元気を生かして いきいきサポーターとして 活動しませんか

固高齢福祉課いきがい支援係

(**□**5722−9837、**□**5722−9474)

65歳以上のかたが、社会貢献活動に参加し、 生きがいづくりや社会参加、介護予防を目指す めぐろシニアいきいきポイント事業を実施して います。

いきいきサポーター研修を受け、サポーター に登録して社会貢献活動をすると、目黒区商店 街商品券と交換できるポイントがたまります。



- 保育補助
- ●地域の高齢者の見守り
- 介護予防の普及活動
- ●福祉施設の花壇整備や掃除 ほか



▲サポーター登録者に、 ポイントを記録する 手帳を配布します

いきいきサポーター研修・登録会

- 閱2月22日(水)13:30~15:30
- 場中目黒GTプラザホール(上目黒2-1-3)
- 図いきいきポイント事業の説明、活動紹介・心構え、登録会 (住所・氏名が確認できる書類を持参)
- 図65歳以上で、要介護・要支援の介護保険サービスを受けていな い区内在住者
- 定35人(先着)
- ■電話、FAX(講座名、住所、氏名〈ふりがな〉、年齢、手話通訳希望者はその旨を記入)で、2月1~14日に、高齢福祉課いきがい支援係(【5722-9837、M35722-9474)へ

親族後見人サポート をご活用ください



■権利擁護センター「めぐろ」(₹5768-3964、図5768-3965)

▲目黒区社会福祉協 議会キャラクター 「てってちゃん」

る 裁判所に出す書類の きき方はこれでいいの?

後見業務に関する 最新情報を知りたい 親族後見人同士で 話をしてみたい

親族の後見人になった後の、後見業務に関する不安や困りごとの解決をサポートしています。身近な相談窓口として、ぜひご活用ください。利用を希望するかたは、電話でお問い合わせください。

- 図親族の成年後見人、保佐人、補助人、監督人選任後の任意後見人を 受任しているかた
- 図後見業務に関する一般相談、弁護士などによる専門相談(予約制・ 無料)、情報提供(家庭裁判所の動向や報告書の書式変更等)、親族 後見人交流会

親族後見人交流会を開催します

司法書士や社会福祉士などの専門職を交え、親族後見人同士の意見・情報交換、後見活動の学習を行います。日頃の後見活動の不安や戸惑い、聞いてみたいことを後見人同士で話し合ってみませんか。また、専門職が実務に関する相談にも応じます。

ு3月6日(月)13:30~15:30 ₪



阿司法書士 肘井佐和子氏、社会福祉士 蛎崎邦子氏

定5人(先着)

■2月1日から、電話、FAX(講座名・氏名〈ふりがな〉、電話・FAX を記入) で、権利擁護センター「めぐろ」(■5768-3964、M 5768-3965)へ